



Newsletter

ATSUMI & SAKAI
www.aplawjapan.com

2025 年 10 月 14 日

No.INTT_001

トランプ政権誕生後のサプライチェーン構築 ー通商法の観点からー

執筆者：弁護士 [及川 富美子](#)／弁護士 [手塚 崇史](#)

弁護士 [須網 隆夫](#)／弁護士 [由布 節子](#)／弁護士 [丸山 るり子](#)

1. はじめに

2025 年 1 月に発足した第二次トランプ政権は、2 月以降、貿易赤字の削減・国内製造業の復活を目的として、輸入関税のほぼ全面的な引き上げを宣言し、全世界に衝撃を与えている。これらの関税引き上げ（以下、「トランプ関税」という）が、日本だけでなく世界中で、企業活動に多大な影響を及ぼしていることは言うまでもなく、多くの企業がグローバルなサプライチェーンの維持・再編に苦慮している。本ニューズレターは、通商法の観点から、トランプ関税に対応して、今後、企業はサプライチェーンの維持・再編について何をどのように考えていくべきであるのかを提示するものである。

なお本稿は、トランプ関税の詳細を説明するものではなく、その説明はトランプ関税への対応の検討に必要な範囲に止まる。また現行のサプライチェーンを前提とした上でも、関税負担の削減に有用な法制度・方策もあるが、それらの検討も本稿の対象外である。

2. 「トランプ関税」とは何か？

「トランプ関税」と総称される、アメリカによる新たな関税賦課は、①世界各国を対象とする「相互関税」、②カナダ・メキシコ・中国などに対する「国別関税」、③自動車・自動車部品・鉄鋼・アルミ製品・銅製品に課される「品目別関税」（医薬品・半導体等につき調査中）の三種類に区分される（なお品目別関税の対象製品は、相互関税の対象外である）。①・②は、「国際緊急経済権限法（IEEPA: International Emergency Economic Power Act）」を根拠にしているが、③は「1962 年通商拡大法（Trade Expansion Act of 1962）232 条」を根拠とする。国際緊急経済権限法は、アメリカの安全保障・外交・経済に重大な脅威が生じた場合に、国家緊急事態（national emergency）を宣言して¹、

¹ 緊急事態の宣言は、国家緊急事態法（NEA: National Emergency Act）に基づき行われる必要があるが、同法は、何を緊急事態と判断するかにつき、大統領に広範な裁量を与えている。そして、トランプ政権は、2025 年 1 月 20 日、南部国境から的人・違法薬物の流入を理由に国家緊急事態を宣言した。2 月には、不法移民とフェンタニールの流入を阻止するための中国・メキシコ・カナダの取組みが不十分であることを国家緊急事態に追加し、さらに 4 月には、他国の関税・非関税障壁

それらに対処する権限を大統領に与えている。通商権限拡大法も、特定製品のアメリカへの輸入が、アメリカの安全保障を損なう恐れがある場合に、関税引き上げなどの措置を取る権限をやはり大統領に付与している。トランプ大統領は、これらの権限を行使して、広範な関税引き上げを実施したのである。アメリカ憲法は、関税賦課・外国通商を規制する権限を合衆国議会に認めているが（第1条第8節）、議会は両立法により、その権限を一定の範囲で大統領に委任しているのである。

もっとも、これらの関税引き上げが全て直ちに実現したわけではない。品目別関税は、鉄鋼・アルミ製品につき2025年3月から、自動車・一部の自動車部品にもそれぞれ4月・5月から実施されている。他方、10%のベースラインとともに、アメリカが貿易赤字を抱える一部の国に対して、国ごとに税率が定められる相互関税の場合、その実施は複雑な経緯を辿る。すなわち、後者の国別税率は4月に公表されたが（例えば、日本の税率は24%であった）、直後に90日間その発効が停止され、当初は10%のみが適用された。そしてこの停止期間中に行われた、二国間ベースの通商交渉の結果、7月末までにEUほか9か国と合意（ディール）が成立し、それを受けて国別税率は8月7日に発効した。例えば、日本の場合、日米合意により、日本からの対米投融資5500億ドル・農産物輸入拡大の約束と引き換えに、相互関税15%（現行の最恵国待遇（MFN）税率込みで15%であり、MFN税率が15%以上の場合は、それ以上の課税はない）・自動車関税15%（MFN税率2.5%を含む）で合意した。15%は一つの目安となっており、EU・アメリカ合意も同じ関税率を設定している。他方、相互関税率は低くても、さらに高い国別関税を課される国もある。ブラジルは、政治的理由により、アメリカが貿易黒字であるにもかかわらず、10%の相互関税に加えて、40%の国別関税を課された（合計50%）。またインドも、ロシア産原油の購入を理由に、25%の相互関税に加えて、25%の国別関税が8月27日から課されている（合計50%）。そして中国との交渉は未だ決着しておらず²、11月10日まで期限を延長して継続中である。

もっとも、日米合意を含め、これらの二当事者間合意がアメリカとの通商関係に安定をもたらすかはなお不透明である。日米両政府の合意が、MFN税率が15%未満の場合はそれを含めて15%、MFN税率が15%以上の場合には相互関税は課されないという内容であったにもかかわらず、実際に出された大統領令が、MFN税率に相互関税の15%を上乗せするものであったことが示すように、合意してもその履行にはリスクがある。そして、ベッセント財務長官は、一旦合意された関税率も、常に見直す可能性がある」と指摘しており、日本が約束した対米投融資がアメリカ政府の望むように進まなければ、再び関税引き上げの可能性もある。以上、トランプ政権下では、関税引き上げによるコスト増だけでなく、企業はアメリカとの貿易において不安定な立場に置かれざるを得ない。それでは、このようなトランプ関税は、企業にとって、根本的には何を意味しているのだろうか。

3. トランプ関税の意味

トランプ関税は、一言でいえば、これまで自由貿易を支えていたWTO（世界貿易機関）による法的規律が弱体化し、対アメリカに限らず、通商の場面で、企業の予測可能性が著しく弱まることを意味する。以下に説明する。

(1) GATT/WTO 体制による関税引下げ

輸入関税は、輸入量の割当である数量制限とともに、長らく代表的な通商障壁であった。輸入関税の賦課は、国内市場において、国産品に対する輸入品の価格競争力を低下させる保護貿易措置であるからである。1950年代から1960年代、日本が輸入自動車に、外貨割当を利用した輸入制限とともに、高額の輸入関税（40%）を課して、国内自動車産業の保護を図ったことを想起す

によって引き起こされた、貿易赤字、米国製造業・防衛産業の空洞化を国家の緊急事態と宣言している。

² 中国に対しては、違法麻薬フェンタニールの米国への流入阻止を目的として、2月に10%の国別関税を決定し、3月にその税率を20%への引き上げ、さらに4月には新たに34%の相互関税を公表し、その直後に125%に引き上げる（20%と合わせれば145%となる）が、5月には相互関税34%に戻して通商交渉が始まり、その後上乗せ分の24%の関税を90日間停止して交渉を継続する（20%の国別関税と10%の相互関税で合計30%が現在の税率）。

れば、関税の役割は明らかである。しかし、第二次大戦後、トランプ政権誕生まで、国際通商における関税の役割はほぼ一貫して減少してきた。

第二次大戦後、戦間期の高関税による保護貿易政策が、各地域の経済ブロック化を惹起し、第二次大戦の勃発に繋がったことを反省して、アメリカのイニシアチブの下、自由貿易体制への広範なコンセンサスが成立した。これを法制度化したのが、GATT（貿易と関税に関する一般協定）体制であり、GATTは、冷戦終結後、1995年に発足したWTO（世界貿易機関）体制に発展的に継承されている。そして、GATT/WTO体制の下で進んだ、数次にわたる多国間の関税引き下げ交渉の結果、関税率は20世紀末までに全世界的に著しく低下した。さらに21世紀に入ると、世界中で多くの自由貿易協定（FTA）が締結され、残存していた関税の多くが、締約国原産品に関する限りさらに削減又は廃止された。日本も、2002年のシンガポールとのFTA（経済連携協定（EPA）と名付けられている）締結を皮切りに、東南アジア諸国、メキシコ・チリなど中南米諸国、さらにオーストラリア・インド・EUと言ったように、主な貿易相手国・地域と二当事者間でFTAを締結した。それだけでなく日本は、さらに「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）」（一部の東南アジア諸国に、カナダ・メキシコ・ペルー・チリ、さらにイギリスなど12か国）、「地域的な包括的経済連携協定（RCEP）」（東南アジア諸国とオーストラリア・ニュージーランド・中国など10か国）と言った、アジア・太平洋地域全体を対象とする包括的な多国間FTAも締結して、WTOの水準を超える自由貿易の枠組みを積極的に形成してきた。

これらのGATT/WTOとFTAにより、第二次トランプ政権以前には、対中国関税・一部の製品に対するアンチダンピング税・相殺関税などを除くと、関税の意義はそれほど大きくはなかった。関税がなく、数量制限もない自由貿易は、日本企業を含む、越境的に事業を展開する世界の企業にとって、言わば空気のような当然の環境であった。ところがトランプ関税は、自由貿易が空気のように当然ではないことを示したのである。

(2) トランプ関税はWTO法違反ではないのか？

WTOは、各加盟国が約束した以上の関税を賦課することを原則的に禁止している（GATT2条1項）。そのため、アメリカが約束した税率を超えるトランプ関税はWTO法違反である。日米貿易協定による自由化の対象である工業製品に対する関税賦課も、やはり同協定違反である。もっともGATT2条違反は、GATTの定める例外に該当すれば許される。GATT20条の「一般例外」（公衆道徳の保護、人・動物・植物の生命・健康の保護などの例外事由が規定されている）と21条の「安全保障例外」（締約国による安全保障上の重大な利益の保護のために必要な措置が認められている）である（後述するようにFTAも同様の例外を定めている）。アメリカは、トランプ関税を国家安全保障や緊急事態を理由として正当化しようとするが、貿易赤字の解消や製造業の国内回帰はそもそも正当理由にはなり得ず、現状もそれらの事態に該当するとは思えない。トランプ関税が、GATTの定める例外に該当すると考える研究者はいないと言ってよいのである。

(3) 違法行為を規制できないWTO

問題は、WTO法違反であるか否かではない。問題は、現在のWTOが締約国による違反行為を十分に統制できないことにある。本来、締約国によるWTO法違反は、WTOの定める紛争解決手続によって解決される（紛争解決手続了解）。すなわち、当事国間の協議で紛争が解決しない場合には、第一審としての小委員会（パネル）、第二審としての上級委員会によって構成される準司法手続により、WTO法違反の有無を確定するのが、WTO紛争解決手続の建付けである。そして、違反と判断された加盟国が違反を自主的に是正しない場合に、初めて他の加盟国は譲許停止などの対抗措置を取ることができる。従来、WTO紛争解決手続の実効性は高く、加盟国は、パネル・上級委員会の判断を受け入れて違反を是正するのが通常であり、WTO創設以来、多くの通商紛争がそうして解決されてきた。通商紛争の解決は司法化されてきたのであり、司法化から日本は多くの利益を得てきた。ところが、自国の通商政策がWTO法違反であると上級委員会

によってしばしば判断されたアメリカは、これに不満を持ち、行き過ぎた司法化を批判して、オバマ政権時代の 2016 年以降、任期満了した上級委員会委員の後任選任を拒否している。このため、以前に選任された上級委員全員の任期が満了し、彼らの後任が選任されないため、上級委員会は実際には存在せず、パネルの判断を加盟国が上訴しても、判断する主体が存在しないため、上訴は事実上、棚晒しになり（「空上訴」）、WTO の正式判断はいつまでたっても確定しない。要するに、WTO の中核と評価されてきた、紛争解決手続は機能不全に陥っているのである。アメリカの任命拒否政策は、オバマ政権後の政権も踏襲し、現在に至っている。WTO 紛争解決手続への不満は、WTO を無視したトランプ関税の背景の一つでもある。

WTO 法違反であるトランプ関税を WTO が解決できず、多くの WTO 加盟国がアメリカによる違反の追求より（中国・カナダなど一部の国は、アメリカを WTO に提訴しているが）、二当事者間の取引に専心している状況は、WTO の根本原則である、加盟国間の差別を禁止する、「最恵国待遇（MFN）原則」（GATT1 条）と矛盾している。重要であるのは、アメリカだけでなく取引に応じた各国も、アメリカを特別扱いすることにより、同様に MFN 原則に違反していることである。これにより懸念されるのは、国際通商の安定的環境を支えてきた、WTO の法的規律が全面的に緩んでしまうことである。既に多くの国が WTO 違反を犯している以上、アメリカに続いて、WTO 法を無視する国が現れない保障はない。そうなれば、企業にとっては最悪である。国際通商法秩序全体が不確実になってしまうからである。

(4) トランプ関税は一時的現象か？

それでは、トランプ関税は、第二次トランプ政権が終了し、民主党の大統領が誕生してもなお継続するのであろうか。多くの企業は、次の大統領選挙で民主党政権が復帰し、トランプ関税が廃止され、従前の自由貿易体制にアメリカが復帰することを望んでいると思われる。しかし、政治学者の見解によれば、共和党はもちろん、次期に民主党の大統領が誕生しても、アメリカ通商政策に大きな変更は望めないようである。アメリカ政治を専門とする上智大学・前嶋教授は、どちらの党も保守層の支持を獲得する必要がある以上、以前のアメリカは、私たちが生きている間は戻ってこないかもしれないと将来の関税政策変更に悲観的である。そもそも、次期大統領選挙を待たずとも、トランプ関税による関税上昇分が、アメリカ国内で価格転嫁されれば、低所得者層から反発が強まり、2026 年秋の中間選挙では共和党が議会の過半数を失い、トランプ関税は維持できなくなるのではないかとの見解もある。しかし、前嶋教授は、トランプ大統領は、大統領令を多用して、最初から議会に頼らない政治を行っているので、中間選挙に負けても影響はないと述べている。

アメリカ政治がだめなら、アメリカ司法には期待できるであろうか。トランプ関税に対しては、根拠となる国内法による権限を越えているとの理由で、いくつかの訴訟が国内で提起されており、国際貿易裁判所は、5 月末、権限踰越を理由に関税の差し止めを命令した。そして連邦控訴裁判所も 8 月末に一審を支持して、トランプ関税のうち IEPPA に基づく部分を違法とする判断を示した。トランプ政権は、連邦最高裁判所に上訴し（上訴中、関税は引き続き有効である）、連邦最高裁判所の判断が注目される。もし最高裁も違法と判断すれば、トランプ関税が取り消されるだけでなく、既に徴収した関税の還付が必要となるはずだからである。しかし、アメリカ憲法を専門とする名古屋大学の大河内美紀教授によれば、たしかに大統領への委任は明確性原理など一定の条件を満たす必要があるが、裁判所が実際に違憲と判断した例は、近年ではほとんどないとのことである。連邦最高裁による最終的な判断はこれからだが、裁判所に期待することもまた難しいかもしれない。そもそも、通商代表部のグリア代表は、9 月末に、最高裁で敗訴しても、関税賦課を継続すると述べたと報じられている。トランプ政権は裁判所をも無視するかもしれない。

4. トランプ関税にどう対処するかーサプライチェーンの再構築ー

(1) 発想の転換

以上、WTO の法的規律に頼ることは、少なくとも短期的には、おそらく中期的にも難しく、我々は、当分の間、トランプ関税が継続することを予期しなければならない。そうであれば、企業は、トランプ関税を前提に今後の経営戦略を策定しなければならないことになる。

まず必要であるのは発想の転換である。これまで多くの日本企業は、直接投資による海外生産を中心とするサプライチェーンの編成に際して、「経済合理性」に基づいて判断を下してきた。すなわち、消費市場の規模、消費市場へのアクセス、労働者の質とコスト、生産に必要な様々なインフラ、政治的安定などの諸要素を考慮して、生産地、部品の調達地、消費地を決定し、サプライチェーンを構築してきた。要するに、経済的観点から、もっとも有利な場所で生産し、もっとも有利な場所から購入し、もっとも利益の上がる場所で販売するという考え方である。投資に際しては、現地の投資規制の検討が不可欠であるが、他方、安定した WTO 体制の下、通商法を意識する必要はそれほど高くなかった。しかし、経済安全保障の要請を転機に状況は変わり、特にトランプ関税以後は、経営戦略の策定には、国際・国内双方の通商法を重視しなければならないくなっている。以下のような事例を仮に想定しよう。

「日本企業 A は、中国工場で製品を生産し、中国国内市場での販売とともに、アメリカにも輸出していた。中国での生産にあたり、主要部品は、日本とともに、A 社の東南アジア子会社、特にベトナム、シンガポールより輸入されている。中国に対するアメリカの関税が高率となった場合、中国からアメリカへの輸出は困難になる。A 社が、アメリカへの製品輸出を継続するためには、どのようにサプライチェーンを編成し直す必要があるか。」

トランプ関税公表後、「トランプ関税に対応するために、自社のサプライチェーン・販路の見直しが必要」とであると多くの論者が指摘する。それでは「見直し」とは具体的には、何をどうすることなのだろうか。「見直し」とは、どの国で何をするかを企業が再検討することである。以下では、見直しに際して、考慮すべき諸要素を指摘し、それがなぜ考慮されなければならないのかを説明する。

(2) 関税率の相違

第一に、出発点として、中国製品へのアメリカの高関税を回避するためには、生産拠点の中国以外への移転を検討する必要がある。そのためには、当然、各国に対するアメリカの関税率を検討する必要がある。その際には、これまでと同様、アメリカと自由貿易協定 (FTA) を締結している国が候補になる。アメリカは、カナダ・メキシコと「米国・メキシコ・カナダ協定 (USMCA)」を締結している (2020 年発効)。USMCA の前身である「北米自由貿易協定 (NAFTA)」が 1994 年に発効した後、メキシコからアメリカへの自動車輸出が無関税になることから、多くの日系自動車メーカーがメキシコに工場を建設し、現地生産を開始したことは FTA の意義を示している。アメリカは、アジア・太平洋地域でも、シンガポール (2004 年発効)、オーストラリア (2005 年発効)、韓国 (2012 年発効) などと FTA を締結している。

しかし、カナダ・メキシコに、IEEPA を根拠に 25% の国別関税が課されていることが示すように、トランプ関税は FTA による関税撤廃に必ずしも拘泥していないように見える。FTA は、GATT と同様に、関税廃止の例外を通常定めており³、アメリカは、トランプ関税は、それらの例外により正当化されると主張するのだろう。しかし、FTA に意味がないわけではない。それを示すのが、国別関税開始直後の 3 月 7 日に出された、相互関税・国別関税の対象から USMCA

³ USMCA 協定 32.1 条は GATT20 条と同様の一般例外を、32.2 条は安全保障例外を定めている。日本の締結している FTA と同様であり、日本・マレーシア EPA10 条は、GATT20 条・21 条の例外が、同 EPA に組み込まれることを規定している。日米貿易協定 3 条も、GATT20 条を同協定に組み込んでおり、同協定 4 条は、GATT21 条と文言は異なるが、安全保障例外を定めている。

の原産地規則（後述）を満たす製品を除外する大統領令である⁴。要するに、相互関税・国別関税については、メキシコ・カナダ原産品の扱いは従来通りであり、引き続き、カナダ・メキシコ両国での生産はアメリカ市場へのアクセスにおいて一般的に有利な位置を占めている。但し、同じ FTA でも、USMCA 以外には、FTA への考慮は見られない。例えば、報道による限り、米韓 FTA の場合、USMCA のような例外は認められていない。

自動車に対する品目別関税（25%）の適用は USMCA 原産品にも免除されていないが、課税対象は、アメリカ以外の付加価値に限定される。そのため、USMCA 原産品に対する実質的税率は 25%より低下する。例えば、メキシコで生産される自動車が、アメリカ産部品を製品価格の 30% 使用していれば、その部分は課税対象ではないので、関税率は、製品価格の 17.5%（ $0.7 \times 25\% = 17.5\%$ ）に止まることになる。しかし、日本からの自動車輸出に適用される税率は 15%であり、アメリカ産部品の使用率がこの程度では、メキシコで生産するメリットは、関税に関する限りかなり小さくなってしまふことが分かる。

なお、FTA には関税の点以外でも、企業にとって有用な内容が含まれていることが少なくない。もっとも、関税以外の内容は個々の FTA による相違が大きいため、個別的な検討が必要である。

(3) 原産地規則

第二に、関税率と同様に、原産地規則にも注意しなければならない。原産地規則は、各国が定める、輸入される物品の言わば「国籍」を決定するルールである。ある国で製造された製品が、その国で得られる原材料を使用し、その国で製造された部品だけを使用し、全ての製造工程がその国の内部で完結していた場合に、その国が当該製品の原産地であることに疑問の余地はない。農産品・鉱産物などはその例である。しかし、企業がグローバルなサプライチェーンを構築している現在、一国で生産が完結する製品はごく少数であろう。原材料の輸入にはじまり、異なる国で製造された多くの部品・中間品が、最終生産地に持ち込まれ、そこで製品が完成する場合、その製品の原産地はどこになるのだろうか。それを決定するのが、原産地規則の役割である。注意が必要なのは、仮に製品がある国で完成しても、その国が原産地と認定されるとは限らないことである。例えば、中国で一定の工程を行った後に、日本で最終工程を経て、アメリカに輸出する場合、それが日本産と認定されて、日本と合意された税率の適用を受けるとは限らない。最終工程の内容如何によっては、中国が原産国と認定される可能性があるからである。言い換えれば、アメリカの原産地規則により日本産と認定されたものだけが、日米合意による関税率の対象となる。ある国からアメリカへの輸出を想定する場合、同国原産と認定されるためには、どのような条件を満たすべきかを検討し、それを満たす製造工程を同国で行わなければならない。原産地認定の基準が厳しいと、それだけ輸出国でより多くの工程を経ることが必要となる。つまり、輸出国へのより大きな投資が必要となるのである。原産地規則は、国際ルールが十分に整備されていないため、各国は、それぞれ独自にその内容を定めているが、原産地の決定基準としては、一般に、関税分類変更基準（製品の関税分類が変更された場合、原産地とみなす）、付加価値基準（製品に一定以上の付加価値が付与された国を原産地とする）、加工工程基準（もっとも重要な製造工程が行われた国を原産地とする）があり、製品ごとに異なる基準が採用されることも多い。

これまで、最恵国待遇原則の下、WTO 加盟国からの輸入に関する限り、アメリカは、各国に同じ税率を適用したため、アメリカと自由貿易協定（FTA）を締結する国からの輸入を除き、輸入製品の原産地を気にする必要はなかった⁵。しかし、前述のように、トランプ関税は、国ごとに異なる関税率を定めている。そのため、全ての国からの輸入につき、アメリカの原産地規則を適用し、輸入品の原産地を決定しなければならない。そうしなければ、関税が適用できないから

⁴ Presidential Actions, Amendment to Duties to Address the Flow of Illicit Drugs across Our Southern Border, March 6, 2025; Executive Order 14194, February 1, 2025.

⁵ なお、製品が、アメリカのセーフガード措置・アンチダンピング税の対象である場合は別である。

であり、アメリカ原産地規則（国内法及び FTA が定める原産地規則）の重要性は著しく増大した。

アメリカ国内法では、原産地規則は税関・国境警備局によって所掌されている。代表的な原産地ルールは、連邦規則集第 19 編が規定している。要約すると、おおむね製品に「実質的変更（substantial transformation）」がなされた場合に、その変更がなされた土地が原産国となるとされている（134.1 条(b)）。実質的変更の内容は、判例により明らかにされ、製品の名称・特性又は用途が、異なる名称・特性又は用途に変更された場合を指すとされ、事案ごとの検討が必要であるが、少なくとも、部品の単なる組み立てによる完成品の生産では、当該生産国は原産国とはならないことは確立している。

なおアメリカが締結した自由貿易協定も、それぞれ原産地規則を定めており、FTA 締約国からの輸入には FTA の原産地規則が適用される。例えば、日米貿易協定は、日本からアメリカへの輸入に適用される品目別原産地規則につき、関税分類基準を原則とし、例外として実質的変更基準を採用している⁶。注意すべきことは、各 FTA の原産地規則の間には顕著な差異が認められることである。例えば、「アメリカ・オーストラリア」、「アメリカ・韓国」、「アメリカ・チリ」という三つの FTA を比較すると、自動車の原産地認定について、アメリカ・チリ協定が最も緩やかな付加価値基準を採用しており、チリにおいて要求される付加価値量が最も低い⁷。要するに、三国の中では、現地調達の割合が低くてもチリ原産という認定を取得できるので、企業にとっては、アメリカへの輸出に関して、チリにおける生産が有利ということになる。

以上、サプライチェーンに沿った、部品・中間品の輸出入を経て、輸出国における製品の最終的完成、そしてアメリカへの製品輸出という流れを考える場合、アメリカとともに関係する各国の原産地規則が重要である。次に述べるように、アメリカについて生じるのと同じ問題（FTA による無関税又は低関税の利益を得られるか否か）が、サプライチェーンの途中でも生じるからである。したがって、常に原産地規則を意識しながら、輸出国での製造・加工の内容を決定しなければならない。

(4) サプライチェーンと自由貿易協定

第三に、自由貿易協定（FTA）は、アメリカが締結する FTA だけでなく、サプライチェーン内の各国が締約国となっている FTA も合わせて検討する必要がある。日本から部品が生産国に輸出されている場合には、日本と生産国間について、生産国が別の国から部品を調達している場合には、両国間について、FTA の有無と、FTA がある場合は、その内容を検討する必要がある。FTA は、WTO 以上の自由化を規定するとともに、関税の廃止以外にも、企業にメリットのある様々な内容を規定していることが通常だからである。例えば、第一に、サプライチェーンの再編に際しては、新たな工場建設など、直接投資が行われる場合もあるが、FTA は、投資についても規定し、投資保護が強化されていることが多い。もちろん、強化されている方が企業にとって有利である。第二に、FTA の中には、アンチダンピング税の課税など、保護貿易措置の発動を排除ないし制限するものがある。これが、サプライチェーンの安定性に資することは言うまでもない。第三に、FTA は、独自の紛争解決手続を規定している。FTA の紛争解決手続は、これまであまり利用されていないが、前述のように WTO の紛争解決手続が、上級委員会委員の任命拒否により、機能しない現在、FTA の紛争解決手続の利用は、今後増加すると予想される。

(5) 多国間暫定上訴仲裁アレンジメントへの参加の有無

最後に、それぞれの国が、どれほど WTO・FTA の法的規律を遵守しようとしているかも考慮する必要がある。WTO 法を遵守する国は、FTA のルールも守る可能性が高いところ、その一つの目安が、「多国間暫定上訴仲裁アレンジメント（MPIA）」への参加である。WTO は、WTO

⁶ 日米貿易協定・Annex II, Rules of Origin and Origin Procedures of the United States.

⁷ 須網隆夫「自由貿易協定と直接投資—スパゲティボール現象を利用せよ—」須網隆夫・道垣内正人編著『国際ビジネスと法』（日本評論社・2009 年）3-31 頁。

法に係る紛争につき、パネル・上級委員会という手続に代替する紛争解決手段として、紛争当事国間の合意に基づく仲裁を規定している（紛争解決手続了解 25 条）。MPIA は、紛争当事国がパネルの判断に不服な場合、この仲裁を利用して、上級委員会に代わる最終判断を得る制度であり、WTO 加盟国の一部が 2020 年に創設し、日本も 2023 年に参加している。前述のように、WTO 紛争解決手続の機能不全により、WTO 規律全体の緩みが懸念されるところ、MPIA への参加は、それらの国が WTO の法的規律を維持する意思を有することを示すと考えられ、MPIA 参加国には、FTA を含む国際通商法の遵守を期待できる。そして、現在の 56 か国の参加国には、EU 加盟国 27 か国に加えて、アジア・太平洋地域から、中国、シンガポール、マレーシア、フィリピン、オーストラリア・ニュージーランド、カナダ、メキシコ、ペルー、チリという諸国が加わっている。サプライチェーンの見直しに際しては、当該国が MPIA に参加しているかどうかも確かめておく必要があるだろう。

(6) 小括

以上、関税率、原産地規則、FTA、MPIA と見直しに際して検討すべき通商法上の論点を概説してきたが、サプライチェーンの見直しには、相当な法調査を事前に行う必要があることが分かる。最終製品に対するアメリカの関税法だけでなく、サプライチェーンの流れに沿って、中間品・部品に対する各国の関税法を検討する必要があるし、国内法だけでなく、FTA が締結されている場合には、その内容も精査しなければならない。そして、何よりも既存のサプライチェーンに係る各国法だけでなく、再編成に伴い新たにサプライチェーンに組み込まれる国の国内法・FTA も調査の対象としなければならない。このように考えると法調査の範囲が際限なく広がるのが懸念される。しかし実際には、多くの企業は、まずは既存のサプライチェーンを一部修正して、トランプ関税に対応しようとするだろう。その場合、既存のサプライチェーンを生かしながら、新たな国を加えた、複数の選択肢の優劣が問題となる。そうであれば、法調査の範囲は、どの選択肢を選択するかに限定されることになるので、法調査の範囲はそれほど大きくはならないだろう。

5. 最後に―法的検討に基づく経営戦略の策定―

トランプ関税は、通商法の観点からは、まさに輸出企業にとっての法的リスクが新たに出現したことを示す出来事である。今後、グローバル企業には、越境的なサプライチェーンの構築に際して、事前に国際・国内通商法の双方を詳細に検討することが必須となる。従来の経済合理性を中心とした検討による、サプライチェーン構築では、法的リスクを見逃す危険があり、もはや十分ではない。企業は、上記のような法的問題をも合わせて検討し、提案されたサプライチェーンにつき、法務面での利害得失を明確にしておく必要があるのである。

外国企業では、経営戦略の決定に際して、以前より法務部が深く関与していたが、これまでの日本企業では、多くの場合、法務部の役割は、経営戦略が決定された後のその実施段階に限られていたのではなかろうか。しかしトランプ関税は、そのような決定方法の変更をも求めているのである。

(参考文献)

川瀬剛志・前嶋和弘・大河内美紀・須網隆夫「座談会・＜トランプ関税＞日本のプラン B とは―アメリカなき国際通商秩序へ」世界 10 月号（岩波書店）

経済産業省通商政策局編「不公正貿易報告書―WTO協定及び経済連携協定・投資協定から見た主要国の貿易政策（2025年版）」（2025年8月）

執筆者

弁護士 [及川 富美子](#)（パートナー、第一東京弁護士会）
Email: fumiko.oikawa@aplaw.jp

弁護士 [手塚 崇史](#)（パートナー、第一東京弁護士会）
Email: takashi.tezuka@aplaw.jp

弁護士 [須網 隆夫](#)（顧問/コンサルタント、第二東京弁護士会）
Email: takao.suami@aplaw.jp

弁護士 [由布 節子](#)（パートナー、第二東京弁護士会）
Email: setsuko.yufu@aplaw.jp

弁護士 [丸山 るり子](#)（アソシエイト、東京弁護士会）
Email: ruriko.maruyama@aplaw.jp

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 国際通商チーム
Email: jpg_intltrade@aplaw.jp

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。
また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

東京オフィス | Tokyo Head Office
〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-2
富国生命ビル（総合受付：16F）


大阪提携オフィス |
Osaka Affiliate Office
（A&S 大阪法律事務所）
〒530-0005
大阪府大阪市北区中之島 2-3-18
中之島フェスティバルタワー16階

福岡提携オフィス |
Fukuoka Affiliate Office
（A&S 福岡法律事務所弁護士法人）
〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 2 丁目 12-1 天神ビル 10 階


ニューヨーク提携オフィス |
New York Affiliate Office
1120 Avenue of the Americas, 4th Floor
New York, New York 10036


ロンドンオフィス | London Office
85 Gresham Street,
London EC2V 7NQ, United Kingdom


フランクフルト提携オフィス |
Frankfurt Affiliate Office
OpernTurm (13th Floor)
Bockenheimer Landstraße 2-4,
60306 Frankfurt am Main, Germany


ブリュッセルオフィス |
Brussels Office
CBR Building, Chaussée de la Hulpe
185, 1170, Brussels, Belgium


ホーチミンオフィス |
Ho Chi Minh Office
10F, The NEXUS building, 3A-3B
Ton Duc Thang Street, Sai Gon
Ward, Ho Chi Minh City, Vietnam
